
5041. 輸入申告変更事項登録 (沖縄特免制度)

業務コード	業務名
OTAO1	輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）

1. 業務概要

(1) 輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）の場合

「輸入申告（沖縄特免制度）（O T C）」業務後、許可前に「輸入申告変更（沖縄特免制度）（O T E）」業務に先立ち、以下の手続（以下、「輸入申告」という。）に係る変更事項を登録する。

①輸入申告変更事項（沖縄特免制度）

②輸入許可前貨物引取（以下、「B P」という。）承認申請変更事項

③B P承認後の輸入申告変更事項（沖縄特免制度）

ただし、B P承認後の場合は、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「I B P」という。）に係る審査終了前とする。

なお、本業務により輸入申告またはB P承認申請の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

登録された輸入申告変更事項はO T E業務までの間、任意に訂正できる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

(2) 輸入申告変更（沖縄特免制度）の場合（以下、「申告機能」という。）

処理識別欄に輸入申告変更を行う旨の入力がある場合は、輸入申告変更を行う。

B P承認申請変更の場合は、担保引落とし済であれば即時にB P承認となり、輸入申告変更の場合は、納付すべき税額がない場合に、即時に輸入許可となる。

B P承認となり、B P申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」が登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降にI B Pに係る審査終了を自動起動する旨を登録する。

なお、本業務により輸入申告またはB P承認申請の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

①入力欄数は50欄以下であること。

②内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が6種類以下であること。

なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。

③算出された課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。

④算出された関税額及び内国消費税等税額は11桁以下であること。

⑤システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。

⑥従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む）以下であること。

⑦豚肉等の差額関税を適用する場合は、課税標準数量は12桁以下、かつ、1000トン未満であること。

⑧本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③輸入申告変更事項の訂正の場合は、輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されているOTA01業務を行った通関業者と同一であること。
- ④申告機能の場合は、システムに通関士として登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告（沖縄特免制度）DBチェック

- ①入力された輸入申告番号が輸入申告（沖縄特免制度）DBに存在すること。
- ②輸入申告またはBP承認申請が行われていること。
- ③IBPに係る審査終了が行われていないこと。
- ④輸入許可となっていないこと。
- ⑤以下の登録が行われていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

(4) 資金DBチェック

- ①「領収確認（RCC）」業務が行われていないこと。
- ②「減額調定・不納欠損登録（GFG）」業務が行われていないこと。

(5) 便名チェック

搭乗航空会社名欄及び搭乗便名欄に入力された組み合わせが搭乗便名DBに存在すること。

(6) 特別緊急関税対象品目関連チェック

入力された品目コードがSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*1}

(* 1) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、EPA適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(7) 原産地関連チェック

原産地コード欄について、以下のチェックを行う。ただし、原産地コード欄に「JP」が入力された場合は、「ZZ」としてチェックを行う。

- (A) 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (B) 原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、特惠税率が適用可能な原産地の入力であること。

(8) 特恵例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特惠税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外DBに登録されている場合は、本業務が入力された日（BP承認後の場合は、BP承認日）が特恵停止期間内でないこと。

(9) 輸入品目関連チェック

以下の優先順位によりチェックを行う。

- ①品目コード欄に入力がある場合は、入力された品目コードでチェックを行う。
- ②品目コード欄に入力がない場合は、商品管理コードに係る品目コードでチェックを行う。

(A) 存在チェック

品目コードが輸入品目DBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

本業務が入力された日（BP承認後の場合は、BP承認日）が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 課税価格の総額チェック

輸入品目DBに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されていないこと。

(D) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特惠用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特惠用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。

(E) 内国消費税等分類チェック

輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、内国消費税等種別コード欄に入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。

ただし、消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

(F) 消費税課税・非課税チェック

- ①輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。
- ②輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。
- ③品目コードが消費税課税非課税対象品目である場合は、消費税課税用または非課税用（FO）いずれかの内国消費税等種別コードが入力されていること。

(G) 品目適用条件チェック

輸入品目DBに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。

(H) 特惠適用チェック

輸入品目DBに特惠税率の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(10) I NN等対象識別チェック

I NN等対象識別欄にI NN対象品目等である旨の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入品目DBにI NN品目等である旨が登録されていること。
- ②原産地コード欄にWTO協定税率が適用可能な原産地コードが入力されていること。
- ③原産地証明書識別欄に原産地が確認できない貨物である旨のコード（4桁目がN）以外の原産地証明書識別コードが入力されていること。

（ただし、NACCS用コード欄に「Y」の入力がある場合は、「原産地コード」及び原産地証明書識別欄はいずれのコードでも良い。）

(11) 特恵管理関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コードに係る特恵項目及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特恵管理DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

(12) 内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード（F O）以外の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②本業務が入力された日（BP承認後の場合は、BP承認日）が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。
- ③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。
- ④たばこ特定販売業者用のコードでないこと。

(13) 口座関連チェック

口座番号欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された口座番号が口座DBに存在すること。
- ②入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

(14) 担保関連チェック

BP承認申請変更の場合で、担保登録番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認が行われている場合は、チェックを行わない。

- ①入力された担保登録番号が担保DBに存在すること。
- ②担保DBに据置担保である旨の登録がされていること。
- ③入力者が担保DBに登録されている担保提供者コードと同一であること。
- ④本業務の入力日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。
- ⑤入力された担保登録番号にBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。
- ⑥あて先税關官署において使用可能な担保であること。

(15) 特殊関税適用品目関連チェック

①内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。

②内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に緊急関税適用品目の入力があること。

③内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に報復関税適用品目の入力があること。

④内国消費税等種別コード欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に相殺関税適用品目の入力があること。

⑤内国消費税等種別コード欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に対抗関税適用品目の入力があること。

⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。

⑦入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(16) LDC特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがLDC特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

(17) E P A関連チェック

(A) E P A適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄にE P A用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①E P A用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該E P Aの適用可能な原産地の入力であること。

②E P A用原產品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該E P A用原產品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

(B) 少額扱いのE P Aの価格チェック

原産地証明書識別欄に少額扱いのE P Aの旨のコードが入力されている場合で、以下の①および②の条件を満たす欄毎の課税価格の合計額が200,000円以下であること。

①原産地コードが同一であること。

②原産地証明書識別の先頭2桁（原産地（申告）種別）が同一であること、または、原産地証明書識別が同一の協定として登録されていること。

(C) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品でE P Aに基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムのE P A用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(D) E P A関税割当品目チェック

①入力された品目コードがE P A関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「E P A関税割当品目でE P A関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

②入力された品目コードがE P A関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「E P A関税割当品目でE P A関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(18) MPN納付DBチェック

入力された輸入申告番号の納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）の場合は、当該輸入申告番号に係る納付番号の情報がATM等のチャネルで照会中でないこと。

(19) その他のチェック

①あて先官署は、輸入申告受付官署であること。

②1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

③関税課税対象識別欄に入力がない欄の購入価格（販売価格（単価）×販売数量）及び購入済免税額の合計は20万円以下であること。

④関税定率法第14条第18号（一万円以下の無条件免税）の適用は対象外とする。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署決定処理

当初の輸入申告のあて先官署を引き継ぐ。ただし、BP承認時のあて先官署が廃止となった場合でI BPを実施する場合において、あて先官署欄に入力がある場合は、入力された官署とし、あて先官署欄に入力がない場合は、システムに登録されている引継先官署とする。

(3) 都道府県決定処理

通関予定蔵置場コード欄に入力されたコードに基づき都道府県を決定する。

(4) 課税価格算出処理

欄単位に課税価格を算出する。

(A) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(B) 課税価格欄に入力がない場合

「販売価格（単価）×販売数量×0.6」を課税価格とする。

なお、円位未満は切り捨てる。

(5) 品目コード決定処理

商品管理コード欄に入力されたコードに基づき品目コードを決定する。以下、品目コード欄に入力されたものと見なす。

ただし、品目コード欄に入力がある場合は、入力された品目コードを優先する。

(6) 関税課税標準数量換算処理

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量（1）欄または数量（2）欄を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。

ただし、数量（1）欄及び数量（2）欄いずれも換算可能な場合は数量（1）欄により換算を行う。

(B) 端数処理

(a) 酒税が課税される場合

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

(b) 酒税の内国消費税が課税される場合

①関税率が円以上2桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
3. 36円／KG	8, 547. 8 KG	
	↓	
	8, 547 KG	

②関税率が円以上3桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
113. 20円／KG	4, 855. 78 KG	
	↓	
	4, 855. 7 KG	

③関税率が順次円以上n桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下(n-2)位までとし、それ未満は切り捨てる。

(7) 関税課税標準決定処理

(A) 従価税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

(B) 従量税率が適用される場合

関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(C) 従価・従量併用税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(8) 関税率の決定

I NN等対象識別欄にI NN対象品目等である旨の入力がある場合は、関税率を「FREE」とする。

それ以外の場合は、品目コード欄、N ACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

ただし、原産地コード欄に「JP」が入力された場合は、「ZZ」として処理を行う。

EPA税率を適用できる場合は、EPA税率とWTO協定税率の比較を行い、低い関税率を協定税率として適用する。

輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、関税額の比較を行い、低い税額となる税率を適用する。

比較用の関税額が同額となる場合は、以下のとおりとする。

- ①暫定税率とWTO協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ②基本税率とWTO協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ③暫定税率とEPA税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ④基本税率とEPA税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ⑤WTO協定税率とEPA税率が同額の場合は、WTO協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

- ①従価税と従量税を比較する場合で、関税課税標準額が1,000円未満となる場合は、1,000円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ②従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が0となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ③比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下6位までとし、それ未満を切り捨てる。

(A) 特惠税率の適用

(a) 特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特別特恵制度適用品目の入力があること。

ただし、本業務が入力された日（BP承認後の場合は、BP承認日）において輸入品目DB及び国DBに特別特恵に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を適用する。

また、本業務が入力された日（BP承認後の場合は、BP承認日）において、特別特惠受益国及び特別特恵制度適用品目の組み合わせにより、特別特恵の除外となっている場合は特別特惠税率以外の税率を適用する。

(b) 特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。

②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。

③品目コード欄に特恵制度適用品目の入力があること。

(B) E P Aに基づく税率の適用

E P Aに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①原産地コード欄にE P Aに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

②原産地証明書識別欄にE P Aに対応するコードの入力があること。

③品目コード欄にE P A対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

(C) W T O協定税率の適用

W T O協定税率はW T O協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

①原産地コード欄にW T O協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、原産地証明書識別欄にW T O協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。

②N A C C S用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。

③特恵税率が適用できない場合。

④E P Aに基づく税率が適用できない場合。

(D) 暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

①特恵税率、E P Aに基づく税率及びW T O協定税率が適用されなかった場合。

②原産地証明書識別欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

(E) 基本税率の適用

特恵税率、E P Aに基づく税率、W T O協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

(9) 差額関税の税率端数処理

差額関税が適用される場合は、以下により関税率の端数処理を行う。

①関税課税標準数量の整数位の桁数が1桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。

②関税課税標準数量の整数位の桁数が2桁の場合は、税率の小数第1位未満の端数を切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
3 5 6. 7 3 1 8 1 円／KG		2 3. 2 KG
	↓	
	3 5 6. 7 円／KG	

③関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上n桁の場合は、税率の小数点以下(n-1)位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
3 5 6. 7 3 1 8 1 円／KG		6 7. 7 2 3. 2 KG
	↓	
	3 5 6. 7 3 1 8 円／KG	

(10) 関税額の算出

(A) 従価税率を適用する場合

「関税課税標準額*2 × 関税率」を関税額とする。

(*2) 関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

(B) 従量税率を適用する場合

「関税課税標準数量 × 関税率」を関税額とする。

(C) 従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

(D) 端数処理

関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(11) 関税免税処理

関税課税対象でない欄の場合は、算出した関税額を関税免税額とし、関税額を免税する。

(12) 内国消費税等課税標準数量の換算

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量（1）欄または数量（2）欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

ただし、数量（1）欄及び数量（2）欄いずれも換算可能な場合は数量（1）欄により換算を行う。

(B) 端数処理

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

たばこ税……………本位未満切り捨て（ただし重量から本数への換算は行わない。）

(13) 内国消費税等課税標準決定処理

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード（FO）の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード（FO）以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 従価税率が課税される場合

(a) 内国消費税等種別コード欄に特殊関税に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

(b) 内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

①消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

「関税課税標準額+関税額³」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 3) 関税額の100円未満を切り捨てた額。

②消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

「関税課税標準額+関税額³+内国消費税等税額⁴」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 4) 算出される消費税以外の内国消費税等税額（特殊関税を含む）について100円未満を切り捨てた額。

(c) 内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

①消費税額が100円以上の場合

「消費税額⁵」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 5) 算出される消費税額について100円未満を切り捨てた額。

②消費税額が100円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税課税標準額は算出しない。

(B) 従量税率が課税される場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(14) 内国消費税等税額の算出

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード（FO）の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード（FO）以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額⁶×内国消費税等税率⁷」を内国消費税等税額とする。

(* 6) 内国消費税等課税標準額は、1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、地方消費税の場合を除く。

(* 7) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

(B) 従量税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準数量×内国消費税等税率⁷」を内国消費税等税額とする。

(C) 端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(15) 特殊関税免税処理

関税課税対象でない欄の場合で、内国消費税等種別コード欄に特殊関税に係るコードの入力がある場合は、算出した内国消費税等税額を内国消費税等免税額とし、内国消費税等税額を免税する。

(16) 統合処理

(A) 統合判定処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び内国消費税等減税額の統合を行う。

- ①関税課税対象識別欄
- ②品目コード欄
- ③原産地コード欄
- ④原産地証明書識別欄
- ⑤I N N等対象識別欄
- ⑥内国消費税等種別コード欄
- ⑦関税率の区分（特惠税率、E P A協定税率、W T O協定税率、暫定税率、基本税率）
- ⑧関税率の種別（従価税、従量税、併用税率、選択税率（高い税額）、選択税率（低い税額）
- ⑨関税率
- ⑩内国消費税等税率

(B) 統合後の税額計算処理

統合された欄毎に統合後の関税課税標準額、関税課税標準数量、内国消費税等課税標準額及び内国消費税等課税標準数量に基づき統合後の関税額、関税免税額、内国消費税等税額及び特殊関税免税額を算出する。

(17) 税額合計の算出

(A) 関税額の合計

各欄の関税額^{*8}を合計し、100円未満を切り捨てる。

(* 8) 統合されているものは統合後の関税額。

(B) 内国消費税等税額の合計

各欄の内国消費税等税額^{*9}を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(* 9) 統合されているものは統合後の内国消費税等税額。

(18) 担保額の算出

申告機能の場合で、B P承認申請変更の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

(A) 税額仮計算処理

関税課税対象識別欄に「Y」が入力されている場合で、B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合は、特惠税率またはE P Aに基づく税率の適用がないとした場合の関税率に基づき関税額、内国消費税等税額及び消費税額の仮計算を行い、算出された金額に基づき担保額の算出を行う。

(B) 関税に係る担保額の算出

①関税課税対象識別欄に「Y」が入力されている場合で、B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された関税額」を担保額とする。

②関税課税対象識別欄に「スペース」が入力されている場合

0円を担保額とする。

③その他の場合

「関税額×1. 1」を担保額とする。

(C) 内国消費税等に係る担保額の算出

- (a) 内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコード以外の入力がある場合
 - ①関税課税対象識別欄に「Y」が入力されている場合で、B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合
「税額仮計算処理で算出された内国消費税等税額」を担保額とする。
 - ②その他の場合
「内国消費税等税額 × 1. 1」を担保額とする。
- (b) 内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合
 - 内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード（FO）の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード（FO）以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。
 - ①関税課税対象識別欄に「Y」が入力されている場合で、B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合
「税額仮計算処理で算出された消費税額+地方消費税額」を担保額とする。
 - ②その他の場合
「（消費税額+地方消費税額）× 1. 1」を担保額とする。

(D) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(E) 担保額合計の算出

(a) 関税の担保額の合計

各欄の関税の担保額を合計し、100円未満を切り捨てる。

(b) 内国消費税等の担保額の合計

各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(19) あて先部門の決定処理

あて先部門は、当初の輸入申告のあて先部門を引き継ぐ。

ただし、あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。または、あて先官署が変更され、あて先部門コード欄に入力がない場合は、品目コード欄等に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。

(20) 輸入申告番号の枝番払い出し処理

輸入申告番号の枝番を払い出す。

ただし、輸入申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。

(21) 輸入申告（沖縄特免制度）DB処理

①入力内容を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録・更新する。

②輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。

(22) 担保回復処理

輸入申告変更に係る変更事項の登録の場合で、既に担保引落とし済の場合は、旧輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている担保登録番号毎に以下の処理を行う。

(A) 担保DB処理

回復結果を担保DBに登録する。

(B) 担保引落とし回復DB処理

当初輸入申告等に係る担保の引落として作成された、担保引落とし回復DBに削除対象の旨を登録する。

(23) 担保引落とし処理

B P承認済であり、かつ、担保引落とし済の場合は、輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている担保登録番号について以下の処理を行う。

(A) 担保DB処理

引落とし結果を担保DBに登録する。

(B) 担保引落とし回復DB処理

引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

(24) 資金DB処理

輸入申告変更事項の登録の場合で、資金DBが作成されている場合は、資金DBに削除対象の旨を登録する。

(25) MPN納付DB処理

MPN納付DBが作成されている場合は、取消済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象の旨を登録する。

(26) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D 1

1 「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(27) 輸入申告処理

(A) 利用者用整理番号払い出し処理

既に払い出されている利用者用整理番号を引き継ぐ。

(B) 輸入申告登録処理

(a) BP承認申請変更の場合

処理結果及びBP承認申請変更された旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

(b) 輸入申告変更の場合

<A> 輸入申告（沖縄特免制度）DB処理

処理結果及び輸入申告変更された旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

 資金DB処理

納付すべき税額がある場合に、以下の処理を行う。

① 輸入申告変更された旨を資金DBに登録する。

② 税科目毎に納付すべき税額を資金DBに登録する。

(C) 担保引落とし処理

申告機能のBP承認申請を行う場合で、担保額が存在する場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

担保登録番号欄に入力があり、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が算出された担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

① 引落とし結果を担保DBに登録する。

② 担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

③ 担保引落とし済みの旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

(b) 担保残高不足処理

担保残高が不足している場合は、担保残高不足の旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

本処理が行われた場合は、輸入申告処理に係る注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

(D) 納付処理

輸入申告変更の場合で、納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の場合で、かつ、リアルタイム口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

- ①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告（沖縄特免制度）DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。
- ②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。
- ③口座残高不足の旨を資金DBに登録する。
- ④口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(b) MPN処理

納税方式が即納の場合であり、かつ、納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、「MPN」という。）の場合は、納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税関官署、輸入申告番号及び納期限が同一の科目的納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

(E) 輸入許可処理

輸入申告変更の場合であり、かつ、すべての税科目について納付すべき税額がない場合は、以下の処理を行う。

(a) 輸入申告（沖縄特免制度）DB処理

輸入許可された旨及び削除対象とする旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

(b) 資金DB処理

輸入許可された旨を資金DBに登録する。

(F) BP承認処理

BP承認申請変更の場合であり、かつ、担保引落とし済みの場合または担保額がない場合は、以下の処理を行う。

- ①BP承認された旨を輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

- ②輸入申告（沖縄特免制度）DBに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るBP申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降にIBPに係る審査終了を行う旨を登録する。

(G) 輸入申告処理に係る注意喚起メッセージ出力処理

担保残高不足処理が行われた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(28) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告変更入力控（沖縄特免制度）情報	なし	入力者
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等 ^{*10}	輸入申告変更を行った場合で輸入許可とならなかつた場合は、輸入申告変更控（沖縄特免制度）として出力	入力者
	B P承認申請変更を行った場合でB P承認とならなかつた場合は、輸入許可前貨物引取承認申請変更控（沖縄特免制度）として出力	入力者
	輸入申告変更を行った場合で、かつ、納付すべき税額がない場合は、輸入許可通知兼申告変更控（沖縄特免制度）として出力	入力者
	B P承認申請変更を行った場合で、担保引落とし済みの場合は、輸入許可前貨物引取承認通知兼申請変更控（沖縄特免制度）として出力	入力者
納付書情報（直納）	輸入申告変更を行った場合で、かつ、以下の条件を満たす場合に税科目毎出力 ①納付すべき税額がある ②納付方法が直納である	入力者
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報	輸入許可またはB P承認の場合 なお、システム不参加蔵置場で通関した場合は蔵置場へは出力しない	通関蔵置場及び税関（通関担当部門）
担保不足知情報	担保引落とし処理で担保引落とし残高が不足した場合	入力者
納付番号知情報	輸入申告変更を行った場合で、かつ、以下の条件を満たす場合に出力 ①納付すべき税額がある ②納付方法がMPNである	入力者

(* 10) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D03「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。

7. 特記事項

(1) 本業務の入力項目のうち、以下の項目は変更不可とする。

○：変更可、×：変更不可

項目名	A	B
あて先官署コード	×	× * 11
通関予定蔵置場コード	○	×
搭乗航空会社名	○	×
搭乗便名	○	×
BP申請事由コード	○	×
担保登録番号	○	×

A : 輸入申告変更事項の登録の場合 (BP承認後は除く)

B : BP承認後の輸入申告変更事項の登録の場合

(* 11) BP承認時のあて先官署が廃止となった場合で I BPを実施する場合は、システムに登録されている引継先官署への変更のみ可能。ただし、引継先官署が複数存在する場合は、廃止官署と同一税関内であれば変更可能。また、I BP後は変更不可。

(2) 原産地証明書識別の入力方法について

原産地証明書識別欄に入力可能なコードの下1桁は以下のとおり。

入力条件					入力可能なコード		
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等
自国関与品	特恵用 原産地証明書	○	累積加工製造 証明書	○	A		
	特恵用 原産地証明書	○	—	—	J		
自国関与品以外	特恵用 原産地証明書	○	累積加工製造 証明書	○	B		
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用 原産地証明書	○	—	—	P		
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	6	
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	5	
EPA関税割当品目	EPA用 原産地証明書 EPA用 原産品申告書	○	EPA 関税割当証明書	○		1	
	少額	—	EPA 関税割当証明書	○		2	
	提出省略	—	EPA 関税割当証明書	○		3	

入力条件					入力可能なコード		
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特惠用	EPA用	WTO協定用等
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用 原産地証明書 EPA用 原産品申告書	○	—	—		4	
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—			G
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—			R
輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書	○	—	—			S
原産地が確認できない貨物	—	—	—	—			N

(3) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納付方法 識別	口座番号	処理内容
M	入力あり	エラー
	入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）による納付を行う
入力なし	入力あり	エラー
	入力なし	全科目について直納による納付を行う
R	入力あり	全科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
	入力なし	エラー